

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(令和4年度)

部等名 土木建築部
課名 住宅課
担当者名 下地

公社等名 沖縄県住宅供給公社

| No. | 委託業務名 | 委託業務内容 | 契約額(千円) | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 再委託の有無 | 再委託の理由 | 県の担当課 |
|-----|----------------------------|--|---------|---------|-----|--------|---|--------|-----------------------------------|-------|
| | | | | 1者随契 | 相見積 | プロポーザル | | | | |
| 1 | 令和4年度住まいの総合相談窓口整備業務 | 「住まいの総合相談窓口」を設置し、住宅に係る情報提供及び相談業務を行う。 | 8,917 | ○ | | | 相談内容が「賃貸住宅(原状回復、隣人の相談等)、住宅等の建設及びリフォーム(工期遅延、瑕疵等)、住宅等の法律・税金・登記に関すること」など多岐にわたり、高い専門性、調整力、公平性、秘匿性及び継続性が求められるため。 | | | 住宅課 |
| 2 | 令和4年度高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業業務委託 | ・既存物件への入居に関すること(入居者の資格審査等) ・事業者への説明及び調整 ・定期現地調査 | 661 | ○ | | | 入居者の資格審査及び選定については、公平・公正性確保の観点から県の要綱で公社に委託することとされている。 | | | 住宅課 |
| 3 | 令和4年度家賃滞納対策相談業務委託 | 家賃を納付したくも出来ない真に困窮する入居者に対し、面談及び臨戸訪問による生活状況等の把握や、居住安定のための個別具体的な社会保障制度等支援策の案内、助言等の実施により、長期滞納の未然防止及び早期の滞納解消を図る取組を行う必要があるため、県営住宅指定管理者内において、専門相談窓口を開設し、専門相談員7名の配置による相談支援業務を実施する。 | 32,192 | ○ | | | 同社は、公営住宅法に基づく公営住宅又は共同施設の管理の一部を事業主体(沖縄県又は市町村)に代わって行うこととしており、平成18年度から「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第68条に基づく指定管理者として指定され、県営住宅及び共同施設の修繕・保全を含めた管理業務を行っている。 また、同社は指定管理事業者として、県営住宅に関わる業務を通じ、多くの入居者情報等を個人情報取扱特記事項に基づき、管理しており、入居世帯の情報を速やかに活用できる環境が整っていることから、随意契約とした。 | | | 住宅課 |
| 4 | 県営住宅家賃等長期滞納整理業務委託(本島地区) | 債権回収会社において納付案内が困難とされた債権を専門的なノウハウや実績を有する法人および弁護士等に委託し、長期滞納による未収金の縮減を図る。 | 17,643 | ○ | | | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | | | 住宅課 |
| 5 | 県営住宅建物明渡等強制執行業務委託 | 建物明渡等請求訴訟の判決後に建物の明渡しに応じない者に対しては強制執行を実施していることから、強制執行を円滑に行えるよう強制立入り・残置物搬出・処分など県の業務の補助を行う。 | 2,940 | ○ | | | 本業務を指定管理者以外のもに行わせることは、指定管理者以外の事業者が入居者情報や住戸の鍵を取扱うことになり、個人情報や施設管理の面から支障を来す恐れがある。 このため、本業務については、指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約を交わすことが適当である。 | ○ | 強制執行当日における建物内の残置物搬出等業務を円滑に実施するため。 | 住宅課 |

| No. | 委託業務名 | 委託業務内容 | 契約額(千円) | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 再委託の有無 | 再委託の理由 | 県の担当課 |
|-----|------------------|---|-----------|---------|-----|--------|--|--------|--------|-------|
| | | | | 1者随契約 | 相見積 | プロポーザル | | | | |
| 6 | 県営住宅維持修繕等に係る委託業務 | 県営住宅を適切な状態に維持する目的で、施設の機能回復を図る維持修繕を実施する。 | 2,380,000 | ○ | | | 公営住宅法に基づく公営住宅又は共同施設の管理の一部を事業主体(沖縄県又は市町村)に代わって行うこととしており、平成18年度から「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第68条に基づく指定管理者として指定され、県営住宅及び共同施設の修繕・保全を含めた管理業務を行っている。このため、本業務については、指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約を交わすことが適当である。 | | | 住宅課 |
| 7 | 県営住宅業務管理費 | 県営住宅の指定管理業務を行うための経費 | 276,175 | ○ | | | 公営住宅法に基づく公営住宅又は共同施設の管理の一部を事業主体(沖縄県又は市町村)に代わって行うこととしており、平成18年度から「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第68条に基づく指定管理者として指定されるため、本業務については、指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約を交わすことが適当である。 | | | 住宅課 |
| 合計 | | | 2,718,528 | 6 | 0 | 1 | | 1 | | |

県との委託契約の件数
(随意契約含む。)

7件